

平成 1 8 年 1 0 月 3 1 日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊 藤 義 郎

アンビシャスへの上場審査料等の見直しに係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、平成 18 年 11 月 1 日から施行します。御通知いたします。

本所では、平成 12 年 4 月に成長性の高い全国の企業を対象としたアンビシャスを開設しております。当初より上場審査料及び新規上場手数料は新規上場会社の経済的負担を極力軽減した内容としておりましたが、現在本所では上場審査体制などの充実を図っており、人員の増員などのコストの増加に係る応分の負担を求めるため、上場審査料及び新規上場手数料の見直しを行うこととします。

また、単独上場会社（本所のみを上場している会社をいう。以下同じ。）から徴収している T D n e t（適時開示情報伝達システム）の利用料について規則化するなど所要の改正を行うこととします。改正の概要は、以下のとおりです。

1. アンビシャス上場審査料及び新規上場手数料の見直し

- (1) アンビシャスへの上場審査料を 1 0 0 万円とします。
- (2) アンビシャスへの新規上場手数料は 1 5 0 万円に定率による課金を加算した金額とします。
- (3) 上場市場の変更に係る上場審査料を 1 0 0 万円とします。

2. T D n e t 利用料の規則化及び見直し

T D n e t は、会社情報の適時開示の円滑化・効率化に資するため、(株)東京証券取引所が開発し、平成 10 年に稼働した適時開示情報の伝達システムであり、本所においても上場会社の利便性に資するため、いわゆるワンストップ・ファイリングの実現のために、平成 11 年 10 月 1 日の全国連携システム稼働の時点からその運営に携わってきました。平成 15 年 4 月には、T D n e t の処理能力や利便性を向上させるため、新システムへの全面的なリプレースが行われ、その新システムの構築・運営に係る費用については、応益負担の考え方に基つき、情報利用者である報道機関等に加え、全国の上場会社からも利用料を徴収しております。本所においても既に単独上場会

社に負担していただいているTDnet利用料について規則化することとし、利用料についても見直しを行います。

(1) TDnet利用料の徴収

上場会社は、本所が定める方法により、TDnet利用料を納入しなければならないものとします。

(2) TDnet利用料

現在、TDnet利用料は上場会社に負担していただいておりますが、昨年6月から本所が負担しております、当該システムの回線使用料についても応益的に負担していただくため、TDnet利用料（年額）は、1社当たり10万円とする。

(3) その他

その他、所要の見直しを行います。

以 上

「有価証券上場規程」等の一部改正について

目 次

(ページ)

1.	有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2.	有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表	7
3.	有価証券の売買等の審査に関する規則の一部改正新旧対照表	9
4.	有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	10
5.	上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い の一部改正新旧対照表	12
6.	有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表	13

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査料)</p> <p>第5条 新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を、<u>上場申請日が属する月の翌月末までに納入するものとする。</u>ただし、第3条第10項の規定に基づく新規上場申請者及び第6条の2第1項の規定に基づき予備申請を行った有価証券について、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日の属する事業年度に上場申請を行う場合には、上場審査料を納入することを要しない。</p>	<p>(上場審査料)</p> <p>第5条 新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を、<u>上場申請日に納入するものとする。</u>ただし、第3条第10項の規定に基づく新規上場申請者及び第6条の2第1項の規定に基づき予備申請を行った有価証券について、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日の属する事業年度に上場申請を行う場合には、上場審査料を納入することを要しない。</p>
<p>(上場市場の変更審査料)</p> <p>第11条の4 上場市場変更申請者は、本所が定める金額の上場市場の変更審査料を、<u>上場市場の変更申請日が属する月の翌月末までに納入するものとする。</u></p>	<p>(上場市場の変更審査料)</p> <p>第11条の4 上場市場変更申請者は、本所が定める金額の上場市場の変更審査料を、<u>上場市場の変更申請日に納入するものとする。</u></p>
<p>第7章 <u>上場手数料及び年賦課金等</u></p> <p>(<u>上場手数料及び年賦課金等</u>)</p> <p>第16条 新規上場申請者<u>及び</u>上場有価証券の発行者は、別表に定める上場手数料、<u>年賦課金及びTDnet利用料</u>を納入するものとする。</p>	<p>第7章 <u>上場手数料および年賦課金</u></p> <p>(<u>上場手数料および年賦課金</u>)</p> <p>第16条 新規上場申請者<u>および</u>上場有価証券の発行者は、別表に定める上場手数料<u>および</u>年賦課金を納入するものとする。</p>
<p>平成13年10月1日改正付則</p>	<p>平成13年10月1日改正付則</p>
<p>(上場手数料に係る経過措置)</p> <p>第3条 改正後の有価証券上場規程別表第1.株券1上場手数料の規定にかかわらず、この改正規定施行の日以後に、新規上場申請者の上場申請した株券の上場（アンビシャスへの上場を除く。）がなされる場合における上場手数料は、<u>当分の間、次に定める金額とする。</u></p>	<p>(上場手数料に係る経過措置)</p> <p>第3条 改正後の有価証券上場規程別表第1.株券1上場手数料の規定にかかわらず、この改正規定施行の日以後に、新規上場申請者の上場申請した株券の上場（アンビシャスへの上場を除く。）がなされる場合における上場手数料は、<u>当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該</u></p>

[定額] 300万円

[定率]

上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数（以下「投資単位調整後上場株式数」という。）について

1単位につき 12円

「投資単位調整後上場株式数」

$$= \text{「上場株式数」} \times \frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50万円}$$

算式中「上場日の投資単位」は上場日の本所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日において売買が成立しない場合には、上場日後最初に売買立会が成立した日の最終価格とする。（第2項において同じ。）

各号に定める金額とする。

(1) この改正規定施行の日前に上場申請された株券の上場

[定額] 300万円

ただし、上場申請日の属する事業年度の末日以前10年間に1株を1.5株以上に分割する株式分割（同時に旧商法上の1単位の株式の数（商法等改正法による改正前の商法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第74号）附則第16条第1項の規定に基づき会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下この単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に1株が1.5株以上に分割されたと認められるものに限る。以下この規程において同じ。）又は旧商法上の1単位の株式の数又は単元株式数の2分の1以下への変更を行っている場合には150万円とする。

[定率]

上場株式数について

1株につき 1銭2厘（この改正規定施行の日の前日における旧商法上の1単位の株式の数又は単元株式数が1,000株以外の場合には、12円を当該1単位の株式の数又は単元株式数で除して得た額、この改正規定施行の日の前日において商法等改正法による改正前の単元株制度の適用を受けていなかった場合には、12円）

ただし、上場申請日の属する事業年度の末日以前10年間に1株を1.5株以上に分割する株式分割又は旧商法上の1単位の株式の数若しくは単元株式数の2分の1以下への変更を行っている場合には、本文の規定により算出した金額の半額とする。

(2) この改正規定施行の日以後に上場申請された株券の上場

[定額] 300万円

[定率]

上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数（以下「投資単位調整後上場株式数」という。）について

1 単位につき 1 2 円

「投資単位調整後上場株式数」

$$= \frac{\text{「上場株式数」}}{\text{「上場日の投資単位」}} \times \frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50 \text{ 万円}}$$

算式中「上場日の投資単位」は上場日の本所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日において売買が成立しない場合には、上場日後最初に売買立会が成立した日の最終価格とする。（第2項第2号において同じ。）

2 改正後の有価証券上場規程別表第1. 株券
1 上場手数料の規定にかかわらず、この改正規定施行の日以後に、新規上場申請者の上場申請した株券のアンビシャスへの上場がなされる場合における上場手数料は、当分の間、次に定める金額とする。

〔定額〕 1 5 0 万円

〔定率〕

上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数（以下「投資単位調整後上場株式数」という。）について

1 単位につき 1 2 円

2 改正後の有価証券上場規程別表第1. 株券
1 上場手数料の規定にかかわらず、この改正規定施行の日以後に、新規上場申請者の上場申請した株券のアンビシャスへの上場がなされる場合における上場手数料は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

（1） この改正規定施行の前日に上場申請された株券の上場

〔定額〕 5 0 万円

〔定率〕

1 株につき 1 2 円（この改正規定施行の日の前日において商法等改正法による改正前の単位株制度の適用を受けていた場合には、1 2 円を当該1 単位の株式の数又は単元株式数で除して得た額

ただし、上場申請日の属する事業年度の末日以前1 0 年間に1 株を1. 5 株以上に分割する株式分割又は旧商法上の1 単位の株式の数若しくは単元株式数の2 分の1 以下への変更を行っている場合には、本文の規定により算出した金額の半額とする。

（2） この改正規定施行の日以後に上場申請された株券の上場

〔定額〕 5 0 万円

(年賦課金に係る経過措置)

第4条 改正後の有価証券上場規程別表第1. 株券 1 年賦課金の規定にかかわらず、株券の年賦課金は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

- (1) 平成17年12月31日において本所に株券が上場されている上場会社
平成18年2月末日に納入した年賦課金の2倍の額

[定率]

上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数（以下「投資単位調整後上場株式数」という。）について

1単位につき 12円

(年賦課金に係る経過措置)

第4条 改正後の有価証券上場規程別表第1. 株券 1 年賦課金の規定にかかわらず、この改正規定の施行日以後の納入期に係る株券の年賦課金は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

- (1) この改正規定施行の日の前日において本所に株券が上場されている上場会社
この改正規定施行の日の前日における上場株式数のうち
- a 1,000万株（この改正規定施行の日の前日における旧商法上の1単位の株式の数が1,000株以外の場合には、1,000万株に当該1単位の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、この改正規定施行の日の前日において商法等改正法による改正前の単位株制度の適用を受けていなかった場合には、1,000万株に1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替える。以下株式数については、それぞれこれに準じて読み替えるものとする。）以下の株式数につき 6万円
- b 1,000万株を超え4,000万株以下の株式数につき
200万株以下を増すごとに 4千円
- c 4,000万株を超え1億2,000万株以下の株式数につき
400万株以下を増すごとに 4千円
- d 1億2,000万株を超え2億株以下の株式数につき
1,000万株以下を増すごとに3千円
- e 2億株を超え10億株以下の株式数につ

(2) 平成18年1月1日以後に本所に株券が新規上場された上場会社

投資単位調整後上場株式数のうち

a 1万単位以下の株式数につき 6万円

b 1万単位を超え4万単位以下の株式数につき

2,000万単位以下を増すごとに
4千円

c 4万単位を超え12万単位株以下の株式数につき

4,000万単位以下を増すごとに
4千円

d 12万単位株を超え20万単位以下の株式数につき

1万単位以下を増すごとに 3千円

e 20万単位を超え100万単位以下の株式数につき

10万単位を増すごとに 2千円

f 100万単位を超え200万単位以下の株式数につき

20万単位以下を増すごとに 2千円

g 200万単位を超える株式数につき

40万単位以下を増すごとに 2千円

(削る)

き

1億株を増すごとに 2千円

f 10億株を超え20億株以下の株式数につき

2億株以下を増すごとに 2千円

g 20億株を超える株式数につき

4億株以下を増すごとに 2千円

(2) この改正規定施行の日以後に本所に株券が新規上場された上場会社(この改正規定施行の前日に上場申請された場合に限る。)

前号の規定(ただし、「この改正規定施行の日の前日における上場株式数」とあるのは「新規上場に係る上場日における上場株式数」と読み替える。)により算出した金額とする。

(3) この改正規定施行の日以後に上場申請され本所に株券が新規上場された上場会社
第1号の規定(ただし、「この改正規定施行の日の前日における上場株式数」とあるのは「投資単位調整後上場株式数」と読み替える。)により算出した金額とする。

付 則

この改正規定は、平成18年11月1日から施行する。

有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表

新			旧		
第1 株 券			第1 株 券		
1 上場手数料			1 上場手数料		
区分	納入期	徴収標準 (定額・定率)	区分	納入期	徴収標準 (定額・定率)
新規上場申請者の上場申請した株券の上場 (アンビシヤスへの上場を除く。)	(略)	(略)	新規上場申請者の上場申請した株券の上場 (アンビシヤスへの上場を除く。)	(略)	(略)
新規上場申請者の上場申請した株券のアンビシヤスへの上場	上場日の属する月の翌月末日まで	[定 額] <u>1 5 0 万円</u> [定 率] 上場株式数について1単位につき 1 2 円	新規上場申請者の上場申請した株券のアンビシヤスへの上場	上場日の属する月の翌月末日まで	[定 額] <u>5 0 万円</u> [定 率] 上場株式数について1単位につき 1 2 円
上場会社が新たに発行する株券の上場	(略)	(略)	上場会社が新たに発行する株券の上場	(略)	(略)
2 (略)			2 (略)		

<p>年賦課金 (略)</p> <p>T D n e t 利用料 <u>新規上場申請者及び上場有価証券の発行者は、 T D n e t 利用料として年額 1 0 万円を納入する ものとする。</u></p> <p>第 2 ・ 第 3 (略)</p> <p><u>第 4 上場手数料、年賦課金及び T D n e t 利用 料については、消費税及び地方消費税を加算し て納入するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成 1 8 年 1 1 月 1 日から 施行する。</p> <p>2 改正後の第 1 1 上場手数料の規定は、平成 1 8 年 1 1 月 1 日から施行し、同日以後に上場 申請を行う新規上場申請者から適用する。</p> <p>3 改正後の第 1 T D n e t 利用料の規定につ いては、平成 1 9 年 4 月末日 (計算期間平成 1 8 年 1 0 月 1 日から平成 1 9 年 3 月 3 1 日ま で) の納入分から適用する。</p>	<p>年賦課金 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 2 ・ 第 3 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

有価証券の売買等の審査に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>上場有価証券の発行者に対する注意の喚起等</u>)</p> <p><u>第6条</u> 本所は、有価証券の売買等の審査の結果、 <u>上場有価証券の発行者の行為が法令に違反する 行為若しくは法令に違反する行為に該当するお それのある行為であると認めるとき又は会社情 報に係る不公正取引の防止のための社内体制が 十分でないとき、当該上場有価証券 の発行者に通告し、注意の喚起等を行うことが できる。</u></p> <p>(有価証券等清算取次ぎに対する適用)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年11月1日から施 行する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(有価証券等清算取次ぎに対する適用)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>11. 第5条（上場審査料）関係</p> <p><u>（1）</u> 第5条に規定する本所が定める金額は、100万円とする。ただし、次のa又はbに掲げる場合には、その半額とする。</p> <p>a・b （略）</p> <p><u>（2）</u> <u>上場審査料は、消費税及び地方消費税額を加算して納入するものとする。</u></p> <p>17. 第11条の4（上場市場の変更審査料）関係</p> <p><u>（1）</u> 第11条の4に規定する「本所が定める金額」は<u>100万円</u>とする。ただし、上場市場変更申請者が当該上場市場の変更申請による前に上場市場の変更申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場市場の変更申請日の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場市場の変更申請を行う場合には、その半額とする。</p> <p><u>（2）</u> <u>上場市場の変更審査料は、消費税及び地方消費税額を加算して納入するものとする。</u></p> <p>19. 第13条（申請によらない上場廃止）関係</p> <p>第2項に規定する「本所が定める金額」は、株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を行う場合にあつては50万円、同基準第3条の3第1項に規定する審査を行う場合にあつては<u>30万円とし、消費税及び地方消費税を加算して納入するものとする。</u></p>	<p>11. 第5条（上場審査料）関係</p> <p>第5条に規定する本所が定める金額は、100万円（<u>アンビシャスへの新規上場申請者である場合は30万円</u>）とする。ただし、次のa又はbに掲げる場合には、その半額とする。</p> <p>a・b （略）</p> <p>（新設）</p> <p>17. 第11条の3（上場市場の変更審査料）関係</p> <p>第11条の3に規定する「本所が定める金額」は、<u>アンビシャスからの上場市場の変更の場合は70万円、アンビシャス市場への上場市場の変更の場合は30万円</u>とする。ただし、上場市場変更申請者が当該上場市場の変更申請による前に上場市場の変更申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場市場の変更申請日の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場市場の変更申請を行う場合には、その半額とする。</p> <p>（新設）</p> <p>19. 第13条（申請によらない上場廃止）関係</p> <p>第2項に規定する「本所が定める金額」は、株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を行う場合にあつては50万円、同基準第3条の3第1項に規定する審査を行う場合にあつては<u>30万円とする。</u></p>

付 則

この改正規定は、平成18年11月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者及び上場市場の変更を行う上場市場変更申請者から適用する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>11. の2 第12条の2 (準用規定) 関係</p> <p><u>第12条の2において準用する第3条第1項に規定する「本所が上場有価証券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合」には、本所が、本所の市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含むものとする。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年11月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>

有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 株券</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>TDnet利用料関係</u></p> <p>a <u>TDnet利用料の対象となる上場会社は、本所の単独上場会社（本所のみを上場している会社をいう。以下同じ。）及び東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所以外の証券取引所との重複上場会社とする。</u></p> <p>b <u>TDnet利用料の計算期間は4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>c <u>TDnet利用料は、年2回に分けて10月末日と翌年4月末日までにおのおの半額を納入するものとする。</u></p> <p>d <u>bの規定にかかわらず、TDnet利用料は、以下に定める場合に該当した場合は月割りで按分するものとし対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。</u></p> <p><u>(a) 新規上場申請者に係るTDnet利用料は、新規上場した日を含む月の翌月からその対象とする。</u></p> <p><u>(b) 上場廃止が決定した上場会社に係るTDnet利用料は上場廃止が決定した日を含む月以降その対象から除外する。</u></p> <p><u>(c) 東京証券取引所又は大阪証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所と重複上場することとなった上場会社に係るTDnet利用料は重複上場する日を含む月までその対象とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成18年11月1日から</p>	<p>第1 株券</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

施行する。

- 2 改正後のTDnet利用料の規定については、平成19年4月末日（計算期間平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）納入分から適用する。